

春日部市

文化財保存活用

地域計画【概要版】

01

文化財保存活用地域計画作成の目的

埼玉県の一部に位置する春日部市は、平成17年（2005年）10月1日に春日部市と庄和町の1市1町による新設合併で誕生した市です。市域における人々の暮らしは、約30,000年前から始まり、現在まで地域にとってかけがえのない歴史文化が育まれてきました。その結果、市域には地域固有の地理的環境に育まれた歴史文化を物語る多種多様な文化遺産が残されています。

現在、全国的に少子高齢化や生活様式の変化などといった社会的状況の変化を背景に、文化遺産の滅失や散逸が大きな課題となっていることから、文化遺産について一体的・総合的に保存と活用を図っていく必要があります。そのため、本市では、「市民が文化遺産に愛着や誇りをもつ」ことで、所有者や行政のみならず「地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える」ことを推進するとともに、「文化遺産をまちづくりに活用する」ことの実現に向け、文化財保護法（以下、「法」という。）第183条の3の規定に基づき、本市における文化遺産の保存と活用に関する基本的な方針及び施策について定める「春日部市文化財保存活用地域計画」を作成するものです。

02

文化財保存活用地域計画作成にあたって

対象とする文化財

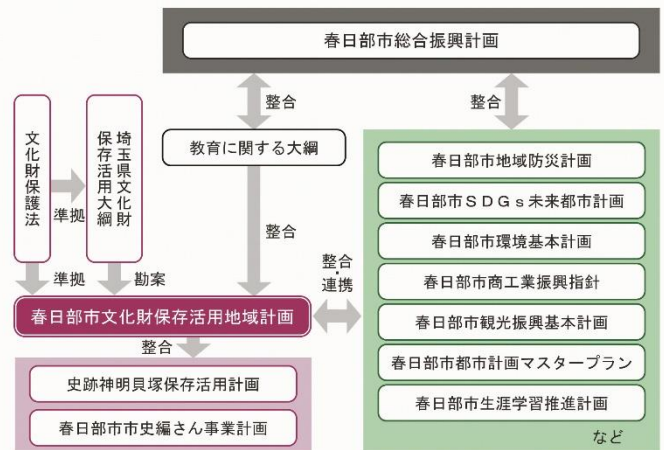
本計画は、法第2条に規定される「文化財」と地域の歴史を物語る様々な要素である「その他の遺産」から構成される「文化遺産」と、文化遺産を取り巻く自然や景観、それを支える人々の活動などの「周辺環境」が一体になった「歴史文化」を対象としています。



本計画の対象

計画の位置づけ

本計画は、「第2次春日部市総合振興計画」を基本とし、関連する各種計画などとの整合を図ります。また、法第183条の3第1項の規定に基づき、埼玉県における文化財の保存・活用に関する基本的な方針である「埼玉県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しています。



本計画の位置づけ

計画期間

令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10か年とします。令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）を前期、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）を中期、令和12年度（2030年度）から令和14年度（2032年度）を後期と位置づけ、それぞれ事業を実施していきます。



本計画の期間

03 春日部市の概要

本市は、内陸県である埼玉県東部に位置し、都心から35km圏にあります。

広ぼうは東西11.7km、南北12.5km、面積は66.00km²です。

市域の約90%が中川低地にあたることから、平均標高は約6.4mと低位であり、起伏が少なく平坦な地形が特徴となっています。



04 春日部市の文化遺産の概要と特徴

指定等文化財の概要と特徴

令和4年(2022年)9月現在、市域では、国指定等文化財が5件(うち特別天然記念物1)、県指定文化財が15件、市指定文化財が47件所在しているほか、国選択文化財が1件あります。詳細な種類ごとの件数は下記のとおりですが、考古資料や無形民俗文化財の指定件数が多い一方で、絵画・工芸品・書跡・典籍・名勝の指定がなく、種別ごとに偏りがあります。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は104か所確認されています。

種類	国		県	市	合計	
	指定・選定	登録	指定	指定		
有形文化財	建造物	0	2	4	3	9
	絵画	0	0	0	0	0
	彫刻	0	0	1	8	9
	工芸品	0	0	0	0	0
	書跡	0	0	0	0	0
	典籍	0	0	0	0	0
	古文書	0	0	0	6	6
	考古資料	0	0	3	10	13
	歴史資料	0	0	0	7	7
無形文化財	1	0	0	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	3	3
	無形の民俗文化財	0	0	2	7	9
記念物	遺跡	1	0	0	2	3
	名勝地	0	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物	1(1)	0	4	1	6(1)
	旧跡	—	—	1	—	1
文化的景観	0	—	—	—	0	
伝統的建造物群	0	—	—	—	0	
合計	3	2	15	47	67	

()は特別記念物の数で内数					
文化財の保存技術	0	—	—	—	0
埋蔵文化財	—	—	—	—	104

—は指定等の制度がないことを示す
 その他、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」(国選択文化財)が1件あり

指定等文化財の件数(令和4年9月現在)



未指定文化財の概要と特徴

本市における未指定文化財は、埼玉県及び市(旧春日部市、旧庄和町を含む)、関係団体などが実施した各種の調査によって把握されたもので、令和4年(2022年)4月現在で8,149件を数え、歴史資料や考古資料の把握が多くなっています。

05

春日部市の歴史文化の特徴

縄文時代の海から現代の河川に至るまで、水辺で人々の生活が営まれてきたことで、本市の歴史文化は育まれてきました。そこで、文化遺産の種類や時代をまたいだ本市の歴史文化の総体は、次のとおりまとめることができます。

歴史文化の総体：海と河川に育まれた郷土、 水と共存・共生する人々の暮らし

そして、人々と水との関係性を踏まえ、本市の歴史文化の特徴として、以下の4つが導き出されます。

1 奥東京湾の恵みと、中川低地の開発を示す歴史文化

人々が水辺で暮らし、それを上手に活用することで、本市が発展してきたことを示す歴史文化



2 中川低地における水との戦いを示す歴史文化

低地に立地する本市がこれまでに直面した水害と、人々がそれを克服しようとしてきたことを示す歴史文化



3 日光道中と江戸川を通じた交流を示す歴史文化

陸路とともに、河川を介して、外部の様々な文化が市域に運び込まれ、それによって本市が発展してきたことを示す歴史文化



4 武蔵と下総の境に立地したことを示す歴史文化

現在の市域が、かつては武蔵と下総の2つの地域にまたがっていたことを示す歴史文化



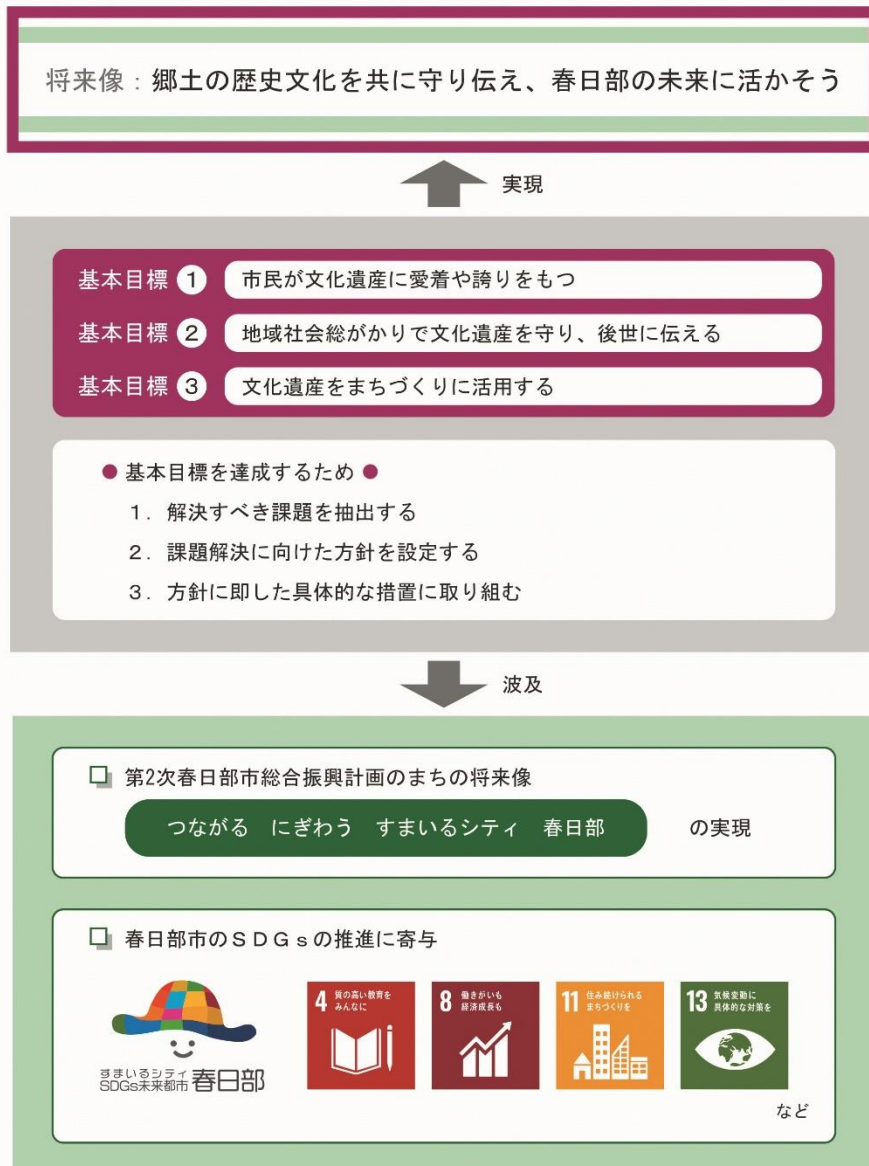
06

文化遺産の保存・活用に関する将来像

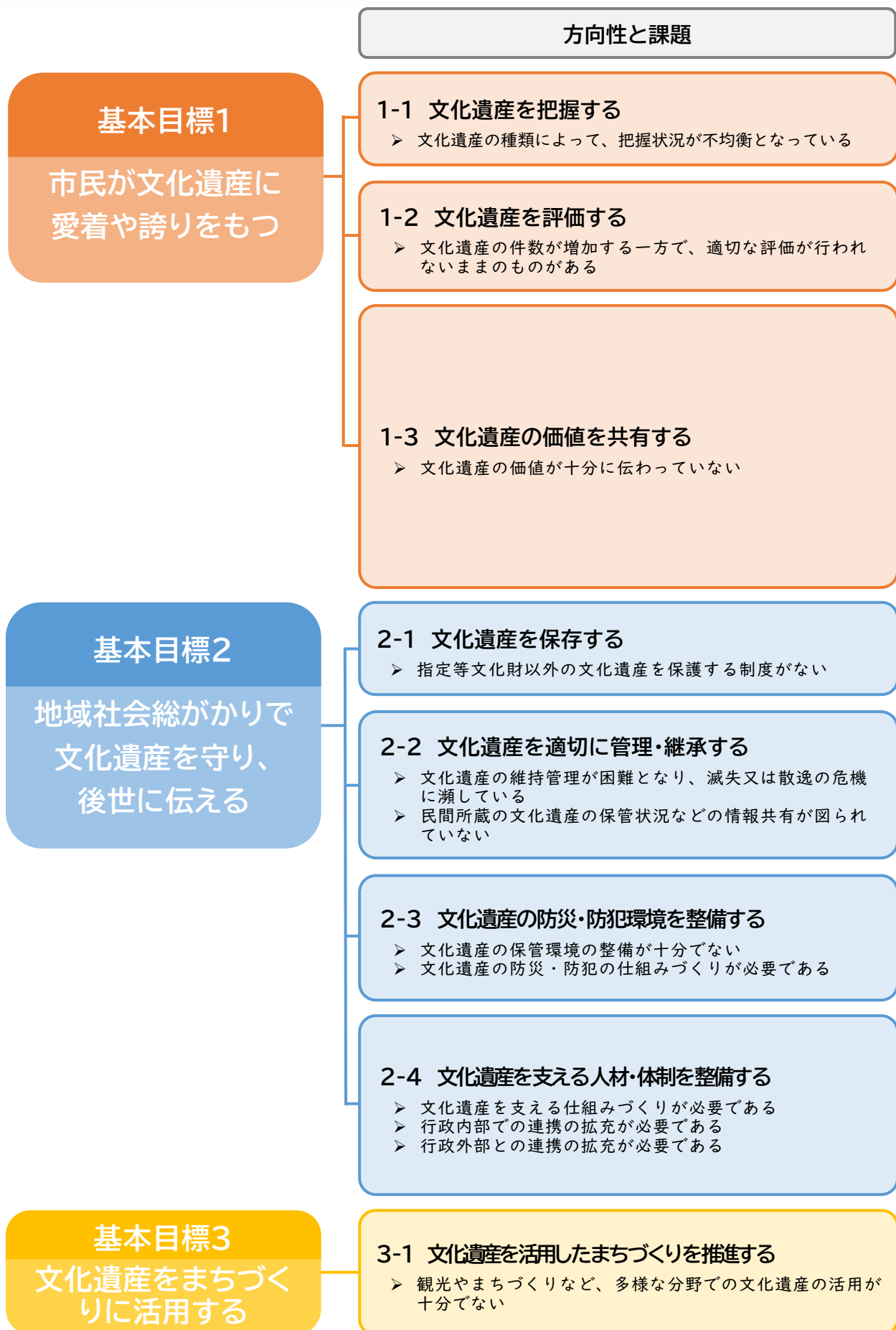
本市には、市域を取り巻く自然的環境や歴史的事象などを背景に、数多くの文化遺産が伝えられています。それらは、郷土の歴史文化を物語る上で欠かすことのできない本市の固有の財産であり、その価値を磨き上げるにより地域の魅力向上に寄与することが期待できます。そのため、このような文化遺産を、その周辺環境まで含めて、守り、未来へと継承していくことは、現在に生きる私たちの責務であり、そのために適切な保存・活用の推進が求められています。

そして、文化遺産の保存・活用の推進には、所有者や行政のみならず、市民や関係団体などの理解や協力が不可欠で、地域社会総がかりで取り組んでいくことが重要です。

これらのことを踏まえ、総合振興計画に定められたまちづくりの理念やまちの将来像、歴史文化を活かしたまちづくりの観点から、本市が目指す文化遺産の保存・活用に関する将来像を次のとおりとします。あわせて、将来像を実現するための3つの基本目標も設定します。



文化遺産の保存・活用に関する将来像及び基本目標の体系



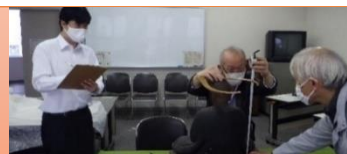
方針

1-1-1 文化遺産の把握調査を推進する



1-2-1 文化遺産の詳細調査(調査研究)を推進する

1-2-2 文化遺産の価値づけを行う



1-3-1 文化遺産の情報発信を強化する

1-3-2 文化遺産の公開・活用を推進する

1-3-3 文化遺産に関する講座などを開催する

1-3-4 学校教育と連携する

1-3-5 社会教育と連携する

1-3-6 市民や関係団体と連携する

1-3-7 郷土資料館の充実を図る

1-3-8 関連文化財群を設定する



2-1-1 文化財の指定等を推進する

2-1-2 新たな制度について検討する



2-2-1 文化遺産を適切に管理する

2-2-2 文化遺産を継承する

2-2-3 文化遺産の情報を共有する



2-3-1 文化遺産の保管施設などの整備を促進する

2-3-2 防災・防犯意識を向上させる

2-3-3 防災・防犯体制を整備する



2-4-1 人材を育成する

2-4-2 附属機関を活用する

2-4-3 県や関係自治体と連携する

2-4-4 庁内連携を拡充する

2-4-5 市民や関係団体などとの協働を推進する



3-1-1 観光分野へ活用する

3-1-2 景観・まちづくり分野へ活用する

3-1-3 その他の分野へ活用する

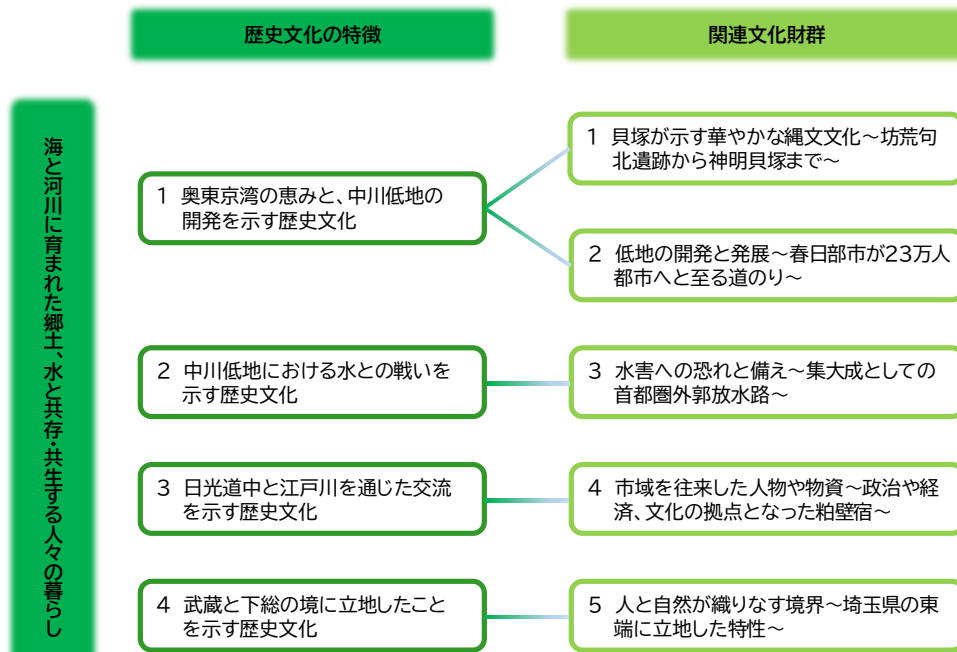


08

関連文化財群の目的と考え方

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものです。

市域に散在している文化遺産を、歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマにより1つのストーリーとしてまとめることにより、歴史文化を活かした文化遺産の一体的・総合的な保存と活用につなげることが期待されます。



歴史文化の特徴と関連文化財群の体系

09

計画の進捗管理と評価の方法

本計画の進捗管理と評価については、年度ごとに作成した事業計画に基づき、市民や関係団体などと連携し、計画の円滑な推進を図ります。そして、事業報告に基づき、計画の進捗状況について評価を行い、適宜、施策の充実や計画の見直しを図っていきます。なお、令和9年度（2027年度）に中間見直しを行い、必要に応じて計画の修正を行います。そして、令和14年度（2032年度）に総括を行い、その結果を次期計画へ反映させます。

認定を受けた地域計画を変更する場合は、変更の内容が、計画期間の変更、市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更であるときは、文化庁長官による変更の認定を受けることとします。